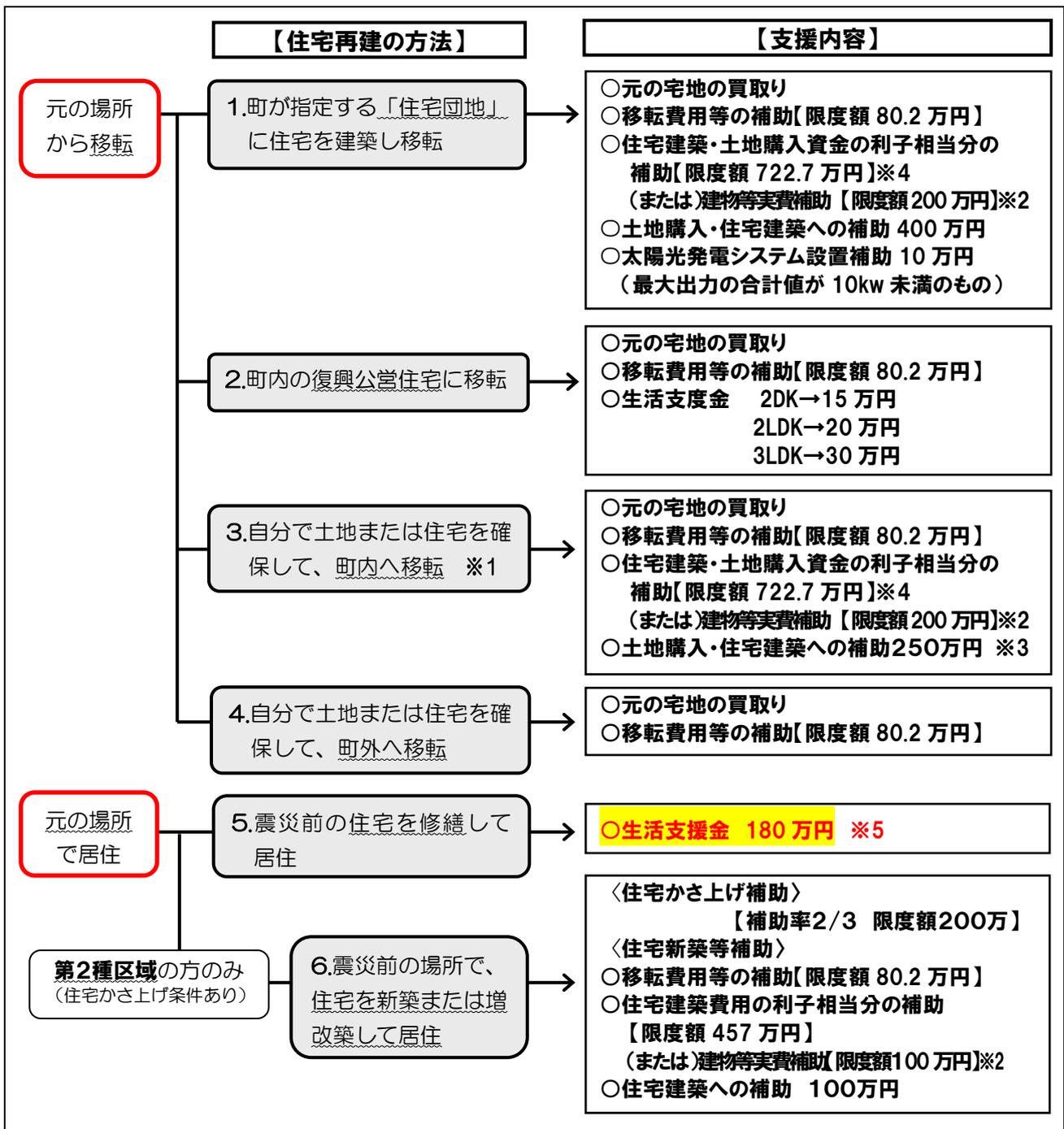


津波防災区域の第 1 種区域・第 2 種区域に居住されていた世帯



- ※1 第 1 種・第 2 種津波防災区域内への移転は補助対象外
- ※2 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度の加算支援金) × 1/10
- ※3 借家への移転は補助対象外
- ※4 利子相当分の補助は、土地取得: 206 万円、土地造成: 59.7 万円、住宅建築(購入): 457 万円が、限度額の内訳となります
- ※5 加算支援金の【補修】を受給していない場合は対象外。また、上記の表中、他の【住宅再建の方法】での支援を申請している場合も補助対象外。なお、加算支援金の【建築・購入】または【補修】を受給し、津波防災区域 1, 2 種区域に再建した世帯については、平成 29 年 3 月 31 日までの期限付きで対象とする。

※2について、補助金の算出例  
 例: 家屋の建築・購入費用 2000 万円、生活再建支援金(複数世帯) 200 万円受給済の場合  
 $(2000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 1/10 = 180 \text{ 万円}$  ← 建物等実費補助額となります  
 (限度額が 100 万円の場合は、その範囲内での支給となります)